

電気工事士法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 学科試験に合格した者に対しては、その申請により、次回に加え、次々回のその合格した学科試験に

係る試験と同一の種類の試験の学科試験を免除するものとする。

(第九条第三項関係)

第二 この政令は、令和七年一月一日から施行するものとする。

(附則関係)